

金融取引税制のあり方に関する 検討ワーキング・グループ報告書

平成 19 年 8 月

日 本 証 券 業 協 会

今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会

金融取引税制のあり方に関する検討ワーキング・グループ

この報告書は、「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」の中間報告（「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革」）における提言を受け、同懇談会の下に設置した「金融取引税制のあり方に関する検討ワーキング・グループ」における検討結果を取り纏めたものである。

はじめに

我が国は、今後の少子高齢化の進展及び国際的な金融・資本市場の競争に対処しなければならない。安定した経済成長を維持し、国民が豊かな生活を実現するためには、預貯金に偏在する約 1,500 兆円に上る個人金融資産を有効に投資に振り向け、リスクマネーの円滑な供給により間接金融へのリスクの集中を解消するとともに、我が国の金融・資本市場を活性化すること及び国民の金融資産の運用効率を向上させることが必要である。

このような認識の下、「貯蓄から投資へ」の流れをより一層推進する政策が求められており、これまでも金融取引に関する税制改革は重要な推進手段として、証券界のみならず関係業界、政府税制調査会、与党税制調査会等でも各種の提言・要望等が行われてきた。

また、本ワーキングの母体である「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会『国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革 - 中間報告 - 』（日本証券業協会）」では、「貯蓄から投資へ」の流れを確実なものとするために、平成 23 年までに、我が国の個人金融資産に占める投資商品の保有割合を現在の約 13% から欧米並み(30%程度)に引き上げるなどの目標提示が行われている。

本ワーキングにおいては、こうした状況に加え、最近の諸外国における税制改革を踏まえ、今後の金融取引税制のあり方として、金融所得課税の一体化、配当の二重課税の排除及び投資（証券保有）促進税制について検討し、今後の証券界の税制改革議論の一助となるよう提言を行うものである。

（最近の金融取引税制をめぐる動き）

証券界では、平成 14 年 6 月に日本証券業協会「今後の金融・証券税制のあり方について」を取りまとめ、金融・証券商品に係る税制を簡素にしつつ、公平・中立的に取り扱えるよう、北欧諸国で実施された二元的所得課税の考え方を参考にした金融所得課税の一体化などを提言している。また、政府税制調査会では、平成 16 年 6 月に「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」を取りまとめ、金融所得の間で課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大等を内容とする提言を行っている。

一方、実際の税制措置としては、平成 15 年以降、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益・配当等に対する軽減税率 10%（原則 20%）の時限措置、上場株式等と公募株式投資信託の譲渡損益の通算及び譲渡損失の繰越控除（3 年間）を可能とする措置、特定口座制度の創設などが行われている。

その後、昨年議論された平成 19 年度税制改正においては、平成 19 年末（配当等は平成 20 年 3 月末）に期限切れが迫った上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益・配当等に対する軽減税率の延長の是非が大きく取り上げられ、最終的には、1 年の延長をもって廃止されることとなった。この際、与党税制改正大

綱では、「上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10%の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して、廃止する。この間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成 21 年（度）からの導入を目指す。なお、その際、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講ずることも検討する。」とされ、政府税制調査会においても、「金融所得間の課税方式の均衡化、損益通算の範囲の拡大を柱とする金融所得課税の一体化を進めるべき」としている。

最近では、平成 19 年 6 月に、経済財政諮問会議「経済財政改革の基本方針 2007」、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」においても、「貯蓄から投資へ」の流れの加速という観点から税制改革について提言する動きがあった。

また、諸外国における最近の税制改革の動向を概観すれば、北欧諸国において、「勤労所得には累進税率を適用する一方、資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率程度の低税率で課税し、資本所得間の損益通算も幅広く認める。」¹という二元的所得課税が導入されている。この税制は、各国の税制改革にも影響を与え、世界の共通した税制改革の潮流となっている。

例えば、オランダでは、個人所得を 3 つに分類した上で、勤労所得には累進税率、資本所得や貯蓄・投資所得には比例税率を適用するといった税制（ボックスシステム）へと変更されており、ドイツでは、ドイツ経済専門家委員会による勤労所得と金融所得を分離して課税する二元的税制への提言を受け、2009 年より、利子・配当・株式譲渡益について、25%の税率で源泉分離課税を導入することが合意されている。また、アメリカでは、2005 年 11 月にブッシュ大統領税制改革諮問委員会により利子・配当、キャピタルゲイン等の金融所得への課税について分離した上で軽減（15%）するといった内容等の提言に代表される議論を経て、配当所得及び 1 年超保有のキャピタルゲインについて、軽減税率が 2010 年末まで延長されている。

1. 金融所得課税の一体化の促進について

(1) 基本的視点

金融所得課税の一体化を促進するに当たっては、次の視点を基本とする税制となるよう十分配慮して検討する必要がある。

投資家に簡素でわかりやすい税制

- ・ 個人の金融商品に係る所得に対する課税制度は、個々の所得の性格に着目して分類し、それぞれ異なる課税が行われており、個人投資家にとって複雑な

¹北欧諸国では、高所得者層を中心に、包括的所得税に基づく税制が利子控除による租税回避を引き起こしたことや、「足の速い」資本所得に対し、高税率を課したことにより税源が国外に流出するなど、税収が減少する問題が生じた。

ものとなっていることから、金融商品に係る所得についての課税方式は分離課税とし、包括的に捉えることができる簡素な税制が望ましい。

- ・ 金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることから、金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要である。
- ・ 対象とする範囲としては、株式、投資信託（ETF、REITを含む）、公社債、証券先物・オプション取引等に係る収益（利子、配当、譲渡損益、取引差損益、償還差損益等）及び預貯金等の個人向けの主要な金融商品を念頭に置くべきである。

金融商品間及び間接金融と直接金融の間の中立性に配慮した税制

- ・ 金融商品間の課税の違いによって、選択を左右されないよう金融商品全般を中立に取り扱えるようにする必要がある。
- ・ 税率については、金融商品間の中立性を確保する観点から基本的には均一にすべきとの指摘もあるが、配当の二重課税の問題の他、支払利子の損金算入が認められる間接金融の方が直接金融に比べ有利な税制となっていることから、税制が市場に与える歪みを少なくすることなどにも考慮し検討されるべきである。

損益通算の範囲を拡大することにより、投資リスクの軽減ができる税制

- ・ 経済成長の糧となるリスクマネーの供給を今以上に促すためには、投資家のリスクテイク能力の拡充を図る必要があり、損益通算に限度額を設けず、金融所得全般に幅広く損益通算を認めることが必要である。
- ・ 単年で損益通算しきれない損失については長期にわたる繰越しを認めることが望ましい。

(2) 特定口座制度

特定口座制度の現状

特定口座は、投資家の納税手続きの負担を軽減する観点から設けられた制度であり、特定口座年間取引報告書により簡易な申告で済ませることができるほか、源泉徴収選択口座を選択することにより証券会社が投資家に代わって納税を済ませることができる制度である。

特定口座は、納税者側及び徴税者側の双方にとって簡素性と正確性において優れた制度であり、その口座数は、既に1,300万口座を超え、個人の証券投資のインフラとして定着している。

株券電子化に向けての取組

現在、特定口座において取り扱うことができる金融商品に係る所得は、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損益に限定されているが、平成 21 年 1 月に予定されている株券電子化に伴い、証券会社の口座でも国内上場株式の配当金の受領が可能となる予定である。

証券界としては、これを機会に、まずは損益通算の可能範囲として、上場株式の配当金や公募株式投資信託の収益分配金を加えることを検討したい。

具体的には、現在、国内上場株式²の配当金に係る源泉徴収義務は発行会社に課されているが、証券会社の口座で受入れる国内上場株式の配当金については、証券会社において源泉徴収を可能とするとともに、配当金などの配当所得を特定口座内でも損益通算の対象とする税制措置を行えば、申告不要での損益通算も可能となり、投資家にとって利便性の高い制度となる。

将来的には、金融所得課税の一体化の対象となる金融商品を特定口座に受入れ可能とすることによって、投資家の利便性は大きく向上するものと考えられる。

なお、実施に当たっては、投資家及び金融機関が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設ける必要がある。

(3)金融番号制度

金融所得課税の一体化に当たっては、適正な納税を実現するため、損益通算を希望する納税者が利用する選択制番号制度（金融番号制度）³が必要との考えがある一方、「納税者番号制度の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。」⁴との動きもあるようである。

ただし、特定口座内での損益通算を考える限りにおいては、番号制度は不要と考えられる。また、特定口座外の金融商品との損益通算や複数の特定口座間における損益通算を申告で行う場合においても、必要とは考えられない。

しかしながら、個人が少額投資を累積して行う資産形成を支援する観点から、例えば、日本版 I S A など、少額貯蓄優遇政策の導入を検討する場合、また、今後、金融所得課税の一体化を進めていく上で、金融所得の対象範囲が拡大し、大量の資料情報を迅速かつ効率的に整理する必要性が生じる場合には、金融番号制度の導入について検討することも考えられる。

いずれにせよ、番号制度の導入に際しては、国民のプライバシー保護への意識の問題並びに税務当局及び金融機関のシステム開発の問題があることから、コスト・ベネフィットの検討も含め、十分に導入の必要性、問題点とその解決

²国内上場の外国株式会社については、源泉徴収義務は証券保管振替機構に課されている。

³政府税制調査会 平成 16 年 6 月 「金融所得課税の一体化についての基本的な考え方」

⁴経済財政改革の基本方針 2007

方法等を検討すべきである。

2. 配当の二重課税の排除について

配当の二重課税の問題については、金融所得課税の一体化が達成されたとしても解消されるものではなく、依然として、二重課税への配慮は必要である。

二重課税の調整方法については、諸外国においても、様々な対応が図られているが、近年、インピュテーション方式のような複雑な方法から、配当所得の2分の1課税や軽減税率といった簡易な調整方法⁵へと変更する流れがある。

我が国においても、個人側と法人側での調整が種々考えられるが、例えば、配当所得の2分の1課税の方法による簡素な二重課税の調整を行う必要があるものとする。

3. 投資(証券保有)促進税制について

昨年末の税制改正においては、現行の上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益・配当金等に対する軽減税率の措置を1年延長の後に廃止することとされた。

しかしながら、「貯蓄から投資へ」の流れは未だ道半ばであり、国民の金融資産の運用効率を向上させるといった観点からも、「貯蓄から投資へ」の流れを一層加速する施策が必要であると考えられる。また、高齢化社会の進展に伴う貯蓄率の低迷が予想される中、我が国の経済成長を継続させるためには、間接金融から直接金融への資金のシフトが重要であると考えられることから、次のような観点に配慮し、税率の軽減など投資(証券保有)促進税制についても、引き続き十分な検討を行う必要があると考える。

- ・ 我が国における個人金融資産に占める投資商品の割合は、欧米と比較すると未だ低い状況であること
- ・ アジア諸国においては、株式譲渡益、配当等に対する非課税措置などが存在する国もあり、我が国の国際競争力を高めていく観点から、こうした国々の施策にも注視していく必要があること
- ・ 配当の二重課税の問題の他、間接金融が直接金融に比べ有利な税制となっていることから、税制が市場に与える歪みを少なくし、間接金融から直接金融に資金シフトさせていく必要があること

⁵ フランスでは、インピュテーション方式を廃止し、配当所得の2分の1に課税する方法に変更し、ドイツでは近年の税制改正によって、法人税の引き下げなどとともに、利子・配当・株式譲渡益について一律の源泉分離課税として簡素化し、特別な二重課税の調整を行わないこととされている。また、米国では、二重課税の調整制度はないものの配当所得への軽減税率が適用されている。

(日本版ISA制度の導入等)

長期にわたる個人の資産形成の促進及び投資家の裾野拡大などの観点から、個人が少額投資を累積して行える制度の整備が必要と考えられる。

諸外国における個人資産を形成するための税制を参考に、我が国においてもアメリカ(例えば、IRAでは、年間拠出限度額は4,000ドル(約47万円)⁶)やイギリス(例えば、ISAでは、年間預入限度額は7,000ポンド(約168万円)⁷)のような政府が個人の資産形成を税制面で優遇して奨励するという制度について、本格的な検討を開始すべきである。

おわりに

我が国は、高齢化社会の進展により、4人に1人が65歳以上となる時代を間近に控えている。経済成長を維持し、国民の老後の生活をより豊かにするためには、金融・資本市場を活性化するための金融取引税制への対応は喫緊の課題である。

上述した金融所得課税の一体化、配当の二重課税の排除及び投資(証券保有)促進税制の実施に当たっては、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させるという目標にかなった政策の実現を確保することが必要である。また、単に税法の改正のみならず、円滑な執行を支える仕組みについて、広範な関係者間の連携が必要であり、混乱を招くことの無いよう段階実施の目標を設定するとともに、関係者のシステム開発等に係る負担等にも十分に配慮した対応が望まれる。

なお、金融取引税制への対応については、一部の投資家にとって有利な税制になるのではという懸念もあるが、金融取引税制の改革による経済成長のメリットは社会全般に効果を及ぼすものであり、我が国の経済や市場の状況に鑑み、経済成長を促すリスクマネーの適切な供給や効率的な資産形成の促進といった広い観点から議論することが重要であると考えられる。

また、昨今、諸外国、特にアジア諸国においては、国家的な政策として金融・資本市場の国際競争力の強化に取り組んでおり、税制面でも配慮を講じている。我が国においても、こうした動向や国際的な投資資金の移動などの観点も視野に入れ、今後の税体系全体の議論の中で検討が行われることが望まれることを付言しておく。

以上

⁶ 拠出額のうち、一定額まで所得控除が認められ、引出し時まで運用益に対する課税が繰り延べられる。(平成19年7月31日の為替レート1ドル118.47円で換算)

⁷ ISAでの貯蓄及び投資から生じたインカム(受取利息、配当、分配金等)及びキャピタルゲインは非課税となる。(平成19年7月31日の為替レート1ポンド240.31円で換算)

金融取引税制のあり方に関する検討ワーキング・グループ

平成 19 年 8 月
日本証券業協会

座長	稲野 和利	(野村ホールディングス 取締役兼執行役副社長)
委員	鵜澤 慎一	(松井証券 取締役)
"	大崎 貞和	(野村資本市場研究所 研究主幹)
"	岡野 進	(大和総研 資本市場調査本部副本部長)
"	河内 秀光	(UBS証券会社 アドバイザリ部門マネージャ)
"	草場 真也	(大和証券 執行役員)
"	園田 成晃	(日興コーディアルグループ 法務部部長)
"	塚田 正泰	(三菱UFJ証券 経営企画部長)
"	森中 寛	(光証券 代表取締役社長)
"	森 信茂樹	(中央大学法科大学院 教授)
"	山口 隆弘	(山和証券 専務取締役)
オブザーバー	山田 直夫	(日本証券経済研究所 研究員)

以上 12 名